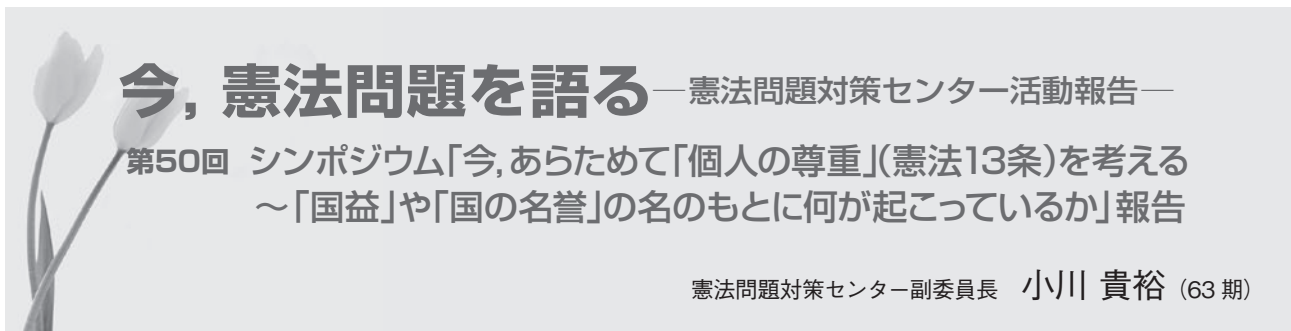




今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第50回 シンポジウム「今、あらためて「個人の尊重」(憲法13条)を考える ～「国益」や「国の名誉」の名のもとに何が起きているか」報告

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63 期)

2015年5月30日、当会主催、日本弁護士連合会、第一東京弁護士会および第二東京弁護士会共催（順不同）で上記シンポジウムが行われた。

憲法の危機的な状況は繰り返すまでもないが、本シンポは、その背景にある政府と社会の変化に着目した盛り沢山のテーマを掲げて行われた。

シンポは、村越進日弁連会長の、憲法13条こそが基本的人権保障の礎であるとの挨拶で始まった。

第1部は、青井未帆教授による集団的自衛権立法化と秘密保護法施行問題についての講演である。憲法9条の意義とこれに反して自衛隊と米軍の一体化を目指す新安保法制の要点を解説された。そして、憲法を家庭のルールに例え、新安保法制が、憲法の軍事力不保持・不行使の原則を無効化すると平易に説明された。また、このような無理な法案が出された背景には、内閣法制局長官人事への介入も含め、政治と法の力関係の変化がある。秘密保護法制は、国会よりも外国機関への情報提供を優先しており、その目的は、新安保法制と同じ米軍との一体化としか言えない。現政府は政府を信じて任せてくれと言っているが、それを許さず権力の濫用と暴走を防ぐのが近代立憲主義であると指摘された。

第2部は、社会の変化についてのパネルディスカッションである。まず、師岡康子弁護士（当会）から、在日コリアンに対する差別は徐々に克服されてきたが、2004年以降嫌韓本の出版が激増し、再びヘイトスピーチ等の形で迫害が始まったことの報告がされた。それら特定団体の活動に一般社会の反発が薄く、条約や国際機関の勧告にもかかわらず政府は何ら実態調査も行わず放置していると怒りと共に批判された。

次に、ノンフィクション作家の田中伸尚氏が他者を排除する言葉の問題を論じられた。「非国民」は坪

内逍遙や内村鑑三批判で登場し、戦前は市民が市民を排除する言葉として用いられ続けた。戦後、この言葉は1970年代に復活し、90年代半ば以降さらに敵対・排除色を強めた「反日」という言葉に変化した。差別の前にアイデンティティを問い直す崔真碩（チェ・ジンソク）氏の痛切なエッセイを紹介され、レイシズムと差別の根は深い、歴史から学び、他者と交流し共感する社会を構築しなければ、排除の刃は自身に向かってくると警鐘を鳴らされた。

最後に、ジャーナリストの青木理氏が、国益とジャーナリズムの関係を述べられた。真実の報道は短期的に国益を害することもあるが、長期的には社会と国の利益となる。誤報の批判は当然だが、慰安婦問題以外にもイラク大量破壊兵器など誤報は多いのに、それらには自己批判もいわゆる「電凸」*批判もなく、健全なジャーナリズムのための適切な批判がされていないと嘆かれた。

質疑では、田中氏のネット時代の匿名レイシズムの氾濫の危惧に、青木氏はウンベルト・エーコの言葉を引き、レイシズムは人類共通の病だがその進行を阻むのが知識人の役目とされた。師岡氏からは法律家として差別やヘイトに対して国の役目を追及する決意が述べられ、青井教授が差別や不幸のない平和を目指すのが本来の「積極的平和主義」だと締めくくった。

最後に伊藤茂昭当会会長が、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に対する公権力の関与を示した日弁連調査報告書（2003年8月）を紹介し、憲法を支えるのは市民一人一人であると、シンポを終えた。

以上、内容多彩でこの紙幅で伝えきれないが、政治が憲法と立憲主義を軽視するのにとどまらず、この社会全体が岐路に立っていることの危機感を新たにしたシンポであった。

*「電話突撃（取材）」を略したネットスラング。報道機関でない一般市民が、報道機関や一般企業等の組織に対し、電話でその組織の見解に対する質問を行うこと。質問と苦情との区別がつきにくい場合もあり、特にネット掲示板等で多数の一般市民が電凸を行うように煽られた場合、対象組織の担当者の業務に支障をきたし、サポート窓口等の対応能力がパンクすることもある。